(2)道路ノ使用、埋設ノ自由、雜種稅トシテノ電柱稅、鐵管稅ヲ納付スルモノモアルガ率ハ極メテ低イ

(3)市町村ト[illegible]間ニ資本家本位ノ「報償契約」ノ締結ニヨル保護

(4)料金ノ決定ニハ需要者又ハ利用者ニハ發言權ナク一般的ニハ届出主義ニヨリ資本家本位ノ料金ガ決定サレル

(5)公債、社債ノ發行ニ特權ガ與ヘラレテイル

(6)從業員、勞働者ノストライキニ對シテ强制調停法ノ保護ガアル

二、カクノ如キ「獨占」資本ニ對スル鬪爭ノ目標ハ獨占ヲ打破スベク料金ノ徹底値下ゲ、サービスノ改善等ニ集中サレネバナラヌ。ソノ鬪爭題目ハ凡ソ次ノヤウナ事項デアル

(1)料金ノ徹底値下ゲ（別項參照）

(2)サービスノ改善ニコレニハ車体ー軌道ー地方ノ電車ハ特ニ